

児童福祉司任用前講習会到達目標案

<一般到達目標(General Instruction Objective [GIO])>

- ・子ども家庭ソーシャルワーク（ケアワーク、ソーシャルアクション等）として子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを行うことができる

<個別到達目標(Specific Behavioral Objectives [SBOs])>

1. 知識

任用前講習会カリキュラム案（資料2）の科目番号（案）

- | | |
|------|--|
| 5 | ・ソーシャルワークについて、説明することができる |
| 5 | ・ソーシャルワークの方法について述べるすることができる |
| 3 | ・児童相談所（市町村含める）の児童家庭相談の業務の流れについて述べるすることができる |
| 3 | ・児童相談所の業務について説明することができる |
| 3 | ・児童相談所の相談援助活動の流れについて説明することができる |
| 3 | ・児童相談所の他職種（心理職を含む）について説明することができる |
| 8 | ・子どもの環境変化（一時保護時及び施設入所時等）とその影響について説明することができる |
| 2 | ・個人情報保護に関する関係規定を理解し、個人情報の扱いについて述べることができる |
| 1 | ・子どもの意見・意向を適切に聞き、合意形成をすることの意義について理解し、述べるすることができる |
| 1 | ・子ども及び保護者の意向確認の重要性について説明することができる |
| SV? | ・児童福祉に関する最新の政策とサービスについて述べるすることができる |
| 3,13 | ・子ども、障害児、ひとり親家庭に対する手当やサービスについて理解し、説明することができる |
| 3 | ・児童相談所が行う業務の法的根拠を説明できる |
| 3,13 | ・児童相談所に関する法的権限について述べるすることができる |
| 3 | ・児童相談所運営指針について述べることができる。 |
| 1 | ・子どもの権利および権利条約の4つの柱（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）について述べるすることができる |
| 1 | ・国連総会採択決議「児童の代替的養護に関する指針」の骨子を述べることができる |

36	1,3	・施設の運営指針、市町村の運営指針、里親の運営指針の骨子を述べるこ
37		とができる
38		
39	3,12,13	・児童福祉法及び関連法（虐待防止法、少年法など）の理念について他者に説明
40		することができる
41	3	・児童福祉法及び関連法における市区町村、都道府県、国の役割について説明す
42		ることができる
43	3	・児童福祉法における児童相談所の権限について説明することができる
44	3,10	・児童福祉司指導、職権保護、28条措置、親権停止・喪失の申立、家裁送致な
45		ど、児童相談所固有の行政権限を的確に説明することができる
46	SV?	・法体系の変遷や背景を説明することができる
47	1,10	・民法における親権の理念およびその制限に関して述べるこ
48	8	とができる
49		・親権・（特別）養子縁組など子ども家族にかかる民法について説明するこ
50	8	とができる
51	8	・社会的養護に關しての費用徴収について理解し説明することができる
52		
53	4	・子どもの成長の見立て方(母子健康手帳、成長曲線等)について述べるこ
54		とができる
55	4	・子どもの運動発達のマイルストーンについて述べるこ
56	4	とができる
57		・子どもの精神発達の概要について述べるこ
58	4,6	とができる
59	4,6	・心理検査、心理療法の適応用について、述べるこ
60		とができる
61	5,9	・家族機能の評価の方法を述べるこ
62		とができる
63	11	・担当地域のリソースとそのアクセスの仕方について述べるこ
64	11	とができる
65		・児童虐待のリスク因子に関して述べるこ
66	11	とができる
67	11	・児童虐待やその他の逆境体験による心身のダメージについて述べるこ
68	11	とができる
69	11	・児童虐待に関する系統的な知識を有し、説明するこ
70		とができる
71	11	・虐待被害児童に対する診察技術に関する知識を有し、説明するこ
		とができる
		・身体的虐待と事故の鑑別に関して述べるこ
		とができる
		・児童虐待による死亡事例等の検証結果に基づく課題と提言の趣旨を理解し、説
		明することができる
		・ネグレクトの判断に役立つ子どもの所見に関して述べるこ
		とができる

72	11	・虐待による頭部外傷や性的虐待の被害事実確認を含めた評価方法を述べることができる
73		
74	11	・心理的虐待（含：家庭の中の暴力にさらされた状態）を受けた子どもの所見および心理的虐待の判断について述べるができる
75		
76		
77	6,12	・子どもの行動の問題に関するアセスメントの方法について述べるができる
78	8	・子どもの自立支援の在り方について述べるができる
79	4	・子どもをとりまく社会的課題（子供の貧困、自殺等）について説明することができる
80		
81	3	・児童買春、児童ポルノ被害に関する概念を理解し、説明することができる
82	3	・子ども集団における、いじめや不登校の現状と課題を理解し、説明することができる
83		
84		
85	13	・障害に対する基礎的な知識・制度について述べるができる
86	13	・障害支援区分認定等により利用できるサービス体系を理解し、説明することができる
87		
88	13	・障害手帳、療育手帳、精神保健手帳について理解し、説明することができる
89	4	・子どもおよび保護者の精神疾患、知的障害者、発達障害等およびその精神症状、行動特性について説明することができる
90		
91		
92	6	・保護者の特性に関する評価の方法について述べるができる
93	6	・家族関係、家族力動の評価ができる
94	6	・保護者との面接に必要な態度、姿勢、技術について述べるができる
95		
96	8	・ケアワーク（アドミッションケアからリービングケア・アフターケア）について説明できる
97		
98		
99	7	・スーパービジョンの意味を理解できる
100	3	・児童福祉審議会の役割について述べるができる
101	2	・児童福祉司として身につけるべき倫理について述べるができる
102	9	・関係団体の役割・機能について知る
103		
104	10	・行政処分に対する不服審査や行政処分について、理解することができる
105	8	・家族再統合（家庭復帰の有り無し含む）についての意義を理解し説明することができる
106		
107	3	・就籍についての手続きを理解している

108

109 2. 態度

- | | | |
|-----|---|---|
| 110 | — | ・ どの年齢であっても子どもの尊厳を尊重することができる |
| 111 | 態 | ・ 子どもの権利を守ることを貫く強い姿勢を持つことができる |
| 112 | 度 | ・ 親・家族・関係機関を尊重するコミュニケーション態度を持っている |
| 113 | — | ・ 同僚や上司に対しても、子どもの権利を守ることに基づく意見をしっかりと述べる |
| 114 | は | ことのできる態度を身に着けている |
| 115 | 全 | ・ 自己研鑽する姿勢を持ち、必要な知識や技能の習得に努めることができる |
| 116 | て | ・ 児童福祉司として身につけるべき倫理に基づいて行動することができる |
| 117 | の | ・ スーパーバイザー（スーパーバイズを受ける者）であることを自覚することができ |
| 118 | 科 | る |
| 119 | 目 | ・ 子どもの権利擁護実現のために仕事をしていることを、常に意識している |
| 120 | 番 | ・ 子どもの置かれた状況を正しく理解し、子どもの安心・安全のためにすべきことは |
| 121 | 号 | 何かを常に念頭に置いている |
| 122 | に | ・ 援助方針を立てるときには、子どもの生命や最善の利益を何よりも重視し、判断を |
| 123 | 含 | 行っている |
| 124 | ま | ・ 援助プランにエンパワメントの視点を必ず盛り込んでいる |
| 125 | れ | ・ 相談者や子どもに、安心感を持ってもらえる態度や言葉遣いをしている |
| 126 | る | ・ 他人の人間性を尊重し、常に素直な気持ちで相手から学び続けている |
| 127 | | ・ チーム内外の情報交換をこまめに行っている |
| 128 | | ・ 個別ケース検討会議で決定した事項を確実に実施し、実施できなかった時には確実 |
| 129 | | に調整機関に連絡を行っている |
| 130 | | ・ 日頃から関係機関とこまめに連絡をとり、連携が図られるようにしている |
| 131 | | ・ 個別ケースの進捗状況や効果について、定期的に確認し見直ししている |